

仕様書

本仕様書において、売渡人を「甲」、買受人を「乙」とする。

1. 件名

長崎県庁舎から排出される古紙の売渡

2. 売渡期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 売渡目的

県庁舎の北側駐車場ごみ置き場に集められた古紙(段ボール、新聞紙、雑誌類、シュレッダー)の再資源化を目的とする。

事業系一般廃棄物(可燃ごみ、資源ごみ等)は、別契約の業者が運搬するため、本契約の対象外とする。

4. 売渡場所

長崎市尾上町3-1 長崎県庁舎 行政棟

5. 売渡予定排出量等

(1) 売渡予定排出量

段ボール: 9,823kg

新聞紙: 17,842kg

雑誌類: 53,407kg

シュレッダー: 52,087kg

予定排出量は過去3年間(令和4年度~6年度まで)の排出実績を基に算出したものであり、最低の数量を保証するものではない。

(2) 売渡を要する日

閉庁日を除く月曜日、水曜日、金曜日とする。

(3) 売渡時間

原則、午前9時から午前11時までの間とする。なお、作業時間に関する調整が必要な場合は、その都度、双方協議することとする。

(4) 売渡量の把握

乙は、収集の都度、「計量証明書」(任意様式)により売渡量を把握すること。

(5) 実績報告

乙は、甲に対し、別紙「実績報告書」に「計量証明書」を添え、翌月10日までに提出しなければならない。

6. その他

(1) 作業の実施に当たっては、事故防止に万全の注意を払うこと。

また、古紙類の飛散、落下、流出においても万全を期すこと。

(2) 万一、事故等が生じた場合には、速やかに甲に報告するとともに、乙の責任において処理すること。

(3) 本売渡物を再資源化せず、そのまま第三者へ譲渡又は転売することは禁止する。

(4) 本仕様書に記載の無い事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めること。

実績報告書 (月)

日付	古紙の種類	作業者	搬出時間	搬入時間	処理場	数量(kg)
1			:	:		
2			:	:		
3			:	:		
4			:	:		
5			:	:		
6			:	:		
7			:	:		
8			:	:		
9			:	:		
10			:	:		
11			:	:		
12			:	:		
13			:	:		
14			:	:		
15			:	:		
16			:	:		
17			:	:		

18			:	:		
19			:	:		
20			:	:		
21			:	:		
22			:	:		
23			:	:		
24			:	:		
25			:	:		
26			:	:		
27			:	:		
28			:	:		
29			:	:		
30			:	:		
31			:	:		

段ボール	
新聞紙	
古紙、雑誌類	
シュレッダー	
計	
× 単価(円)	
消費税額	
売渡額(消費税込)	